

[別 紙]

様式1

事 業 報 告 書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人医清会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

■ その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岡山県岡山市南区泉田418番地の25

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成3年1月21日

(4) 設立登記年月日 平成3年1月21日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	山本 二平	山本医院管理者
理事	山口 哲史	
同	林 敏昭	マスカット内科クリニック管理者
同	長谷川 真	老人保健施設マスカット苑管理者
同	山本 修平	
監事	佐 谷 力	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数	
診療所	山本医院	岡山県岡山市南区泉田 418 番地の 25	一般病床	12 床
	マスカット内科クリニック	岡山県岡山市北区菅野 4283 番地	療養病床 [医療保険]	6 床 18 床
介護老人保健施設	老人保健施設マスカット苑	岡山県岡山市北区菅野 4281 番地 の 1	一般病床 [医療保険]	19 床 19 床
			入所定員	120 名
			通所定員	100 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
マスカット訪問看護ステーション	岡山県岡山市南区泉田 418 番地 25	
山本医院居宅介護支援センター 【岡山市から委託を受けて管理】	岡山県岡山市南区泉田 418 番地の 25	
マスカット居宅介護支援センター 【岡山市から委託を受けて管理】	岡山県岡山市北区菅野 4281 番地 の 1	
山本医院デ サービスセンター 【岡山市から委託を受けて管理】	岡山県岡山市南区泉田 418 番地の 25	
デ サービスオーネ	岡山市南区当新田 482 番地 50	サービス付き高齢者向け 住宅
ビ オーネ病児保育室 【岡山市から委託を受けて管理】	岡山市南区泉田 418 番地 25	病児保育事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月22日 令和2年度決算、剩余金処分の決定の件

令和4年 3月21日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定、令和4年度の借入金最高限度額の決定、役員報酬の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

令和4.1月 山本医院 超音波心臓用プローブ 1,188,000円

令和4.3月 マスカット内科クリニック X線高圧電圧装置、CRシステム 4,994,000円

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人 医清会
 所在地 岡山市南区泉田418番地の25

※医療法人整理番号 〇〇282

財産目録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資産額	1,799,986 千円
2. 負債額	440,588 千円
3. 純資産額	1,359,398 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	637,134
B 固定資産	1,162,852
C 資産合計 (A+B)	1,799,986
D 負債合計	440,588
E 純資産 (C-D)	1,359,398

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-1

法人名 医療法人 医清会
所在地 岡山市南区泉田418番地の25

※医療法人整理番号 〇〇282

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	637,135	I 流動負債	137,059
現金及び預金	416,768	買掛金	19,261
事業未収金	209,115	未払金	27,409
たな卸資産	12,408	未払費用	52,125
前払費用	0	未払法人税等	24,830
仮払金	0	仮受金	294
未収入金	98	預り金	5,794
貸倒引当金	▲ 1,254	仮受消費税等	7,346
II 固定資産	1,162,851		
1 有形固定資産	1,153,802		
建物	632,631		
構築物	5,066		
医療用器械備品	9,364		
器具備品	18,248	II 固定負債	303,529
車両及び船舶	12,909	長期借入金	222,200
土地	475,584	役員従業員長期借入金	75,032
		預り敷金	6,297
2 無形固定資産	8,376		
電話加入権	1,018	負債合計	440,588
その他の無形固定資産	7,358		
3 その他の資産	673	純資産の部	
出資金	20	科目	金額
差入保証金	167	I 資本剰余金	0
敷金	339	II 利益剰余金	88,736
生命保険積立金	147	1 代替基金	0
繰延税金資産	0	2 その他利益剰余金	0
		繰越利益剰余金	88,736
		(うち当期利益)	88,736
		III 評価・換算差額等	0
		IV 設立等積立金	1,270,662
		純資産合計	1,359,398
資産合計	1,799,986	負債・純資産合計	1,799,986

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 医清会

所在地 岡山市南区泉田418番地の25

※医療法人整理番号 〇〇282

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
事業損益		
事業収入		1,462,212
事業費用	1,352,504	
医業利益		109,708
II 事業外収益		
受取利息		4
その他の事業外収益		14,809
III 事業外費用		
支払利息	1,564	
その他の事業外費用	600	
経常利益		122,357
IV 特別利益		
固定資産売却益		0
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純利益		122,357
法人税・住民税及び事業税	33,621	
法人税等調整額	0	33,621
当期純利益		88,736

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 医清会
理事長 山本 二平 殿

私（注1）は、医療法人医清会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月22日

医療法人 医清会
監事 佐谷 力

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。